

株式会社ケアネット グループホームすざか 重要事項説明書

1. 事業の目的

本事業は、認知症等により生活に援助が必要となった高齢者が家庭的な雰囲気の小規模な住まいにおいて、少人数で生活を共にしながら、一人ひとりの状態や希望に応じた生活を送ることで、認知症の進行を緩和することを目的とします。また、残っている能力を活用し、自分らしい生活や安心して穏やかな生活を送っていただけるよう環境を整備し、援助を行います。

2. 事業運営法人

法人の名称	株式会社 ケアネット
法人所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
代表者	代表取締役社長 佐藤 彰彦
電話番号	044-754-2497

3. 事業の概要

事業の種別	認知症対応型共同生活介護事業 及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業
事業の名称	株式会社 ケアネット グループホームすざか
所在地	須坂市大字小山字蒔田 2518-1
代表者	株式会社 ケアネット長野サービスセンター長 佐藤 貴幸
管理者	北澤 進太郎
連絡先	TEL 026-251-2811 FAX 026-251-2774
開設年月日	平成 18 年 6 月 2 日
介護保険指定番号	2090700010
事業の運営方針	① 介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。 ② 入居者の人権、人格及び意思を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ③ 認知症等による障害や、行動・心理症状を理解し個々に適した環境と関わりを提供します。 ④ 明るく家庭的な雰囲気を有した「高齢者の住まい」となるよう、地域や家族等との結びつきを重視し、信頼と安らぎのある暮らしを送る事ができるような援助を実施します。 ⑤ 入居者及び家族に対し、サービスの内容・方法、認知症対応型共同生活介護計画等について説明を行い、同意を得ると共に情報の共有を図り連携した援助を行います。 ⑥ 常に提供したサービスの質の管理・評価を行い、質の高いサービス

	を提供します。
入居定員	1ユニット 9名
設備・構造	鉄筋造り平屋建て 床面積 370 m ² 全室個室 12.32 m ² 以上 (ローチェスト・トイレ・洗面所付) 台所・食堂兼居間・浴室・洗濯室・和室・・・共有 冷暖房完備

4. 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者 計画作成担当者 介護職員	介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員	1 (兼務)		1
介護職員	介護福祉士 実務者研修修了 介護職員初任者研 修修了	4 1 1	2	8
介護補助	認知症介護基礎研 修 修了		1	1

5. 職員体制

職種	勤務種類	勤務時間帯
管理者	日勤	9:00 ~ 17:50
計画作成担当者	日勤	9:00 ~ 17:50
介護職員	早出	7:00 ~ 16:00 (15:50)
	日勤	9:00 ~ 18:00 (17:50)
	遅出	10:30 ~ 19:30 (19:20)
	夜勤	17:00 ~ 9:30

6. サービスの概要

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の希望や季節に適したメニューとします。また、調理等が可能な方には、状態に応じて食事作りに参加していただきます。 食べやすいよう、また、それぞれの健康状態にあわせた調理とします。 食欲が増進するよう盛付等の工夫をします。 一人ひとりのカロリーや水分摂取の把握に留意します。 家庭での食事のように、職員も一緒に食事を摂りながら、楽しい食事となるよう、場作りを工夫します。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 個別の状態に応じた援助を実施します。 排泄に関する不安や羞恥心等への配慮をします。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 1週間に2回以上、ゆっくりしたペースで入浴していただきます。 状態や希望、生活習慣に応じた入浴に努めます。
整容等	<ul style="list-style-type: none"> 希望に応じて理美容院への外出及び訪問美容等の利用を援助します。(カット・パーマ・毛染め・セット等) 個人の尊厳に配慮しながら、衣服の整容や爪・耳・口腔衛生等に留意します。また、衣類・寝具等の清潔にも留意します。
精神面への援助等	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの心身の状態に応じた関わり方や援助を実施し、安心して穏やかな日常生活を送っていただくとともに、夜間、安眠できるよう援助を行います。
買い物及び金銭管理の援助	<ul style="list-style-type: none"> 日用品などの買い物は、入居者及びご家族の要望に沿って援助します。また、それぞれの金銭管理については、希望や状態に応じて援助します。
役割や生きがい・楽しみ作りへの援助	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの生活歴や希望に合わせ、趣味や特技が継続できるよう援助します。 それぞれが役割や達成感を持ち、生きがいや生活意欲を感じながら、活気のある生活が送れるよう援助します。
健康管理及び医療関連機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 協力医療機関及び主治医等との連携を密にし、心身の変化や移乗時には迅速な対応を行います。また、緊急時には24時間医療関係者との連絡体制を確保し、適切な対応が取れる体制となっております。 職員も研修を重ね、医療知識を深めるよう努めます。 医療機関への日常の通院及び入院時には、契約代理人であるご家族の対応となります。 ご家族の対応が困難な場合には、当事業所への申し出により、可能な限りの対応を協議します。 定期健康診断を年1回以上受け、医師の指導を受けられるよう援助します。 1週間に1回以上の健康チェックを行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の指示に基づき一人ひとりが適切に服薬できるよう援助します（種類や目的、用法、効果、副作用等）。 ・ また、身体状態の把握に努めます。 ・ 感染症の対応マニュアルに基づき、予防と対応を行います。
介護計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画作成担当者が、一人ひとり日常生活全般の状態、状況及び本人・ご家族の希望をふまえた本人主体の「介護計画」を作成します。 ・ 介護計画は必要に応じ一定期間で見直し、もしくは状態の変化などで見直しが必要な際に作成します。事業者は介護計画の内容について、入居者又はご家族に説明し、文書にて同意を得ます。 ・ 介護計画は他のスタッフの意見を取り入れて作成するとともに、計画に基づいたケアを提供します。 ・ 入居者一人ひとりの状態や変化等を具体的に記録し、日々のケアや介護計画に反映させるよう関係者で情報の共有を図ります。
人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人ひとりの人権を尊重し、人としての誇りやプライバシーを大切にします。 ・ 身体拘束にあたるケアを行わないことはもちろん、施設や言葉による行動制限を行わないケアの実践に努めます。見守りや精神の安定に繋がるような援助、関わりを実践することで危険を回避します。

7. 利用料金

(1) 介護保険給付サービス費（法定代理受領の為、条件に応じて1～3割の自己負担となります）

※ 別紙参照

(2) 介護保険給付外サービス費 ※（1日あたり）

① 家賃（個室） 1,700円

※ 入院時の取扱いは下記に記載

② 食事提供費 1,365円

※入院及び事前に届け出があった場合はいたしません。

③ 光熱水費 800円

※ただし、冬季（11月～4月の間）は燃料費として、2,000円/月が追加となります。

④ その他 実費

医療費、理美容代、被服費、外出費、嗜好品

日用品（歯磨き・歯ブラシ・個人で使用するティッシュペーパー・シャンプーリンス・洗濯洗剤など）

※ 入院・外泊した場合の取扱い

入居者が入院、又は外泊等され一時的に居室を空ける場合でも、契約が継続している間は家賃・光熱水費をいただきます。

※ 利用料金の変更

介護保険給付費に変更があった場合は、変更に合わせて自己負担額が変更になります。その場合は別紙にてお知らせし、同意をいただきます。

介護保険対象外サービス費について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が生じた場合は、その額を変更させていただく事があります。その場合、2ヶ月前までに変更の内容と事由について文書をもってご説明します。

8. 購入及び代行業務

日常生活用品等の購入及び医療費の支払い等が必要となるため、その取扱い、又は代行についてお申し出ください

- ① 日常生活用品（ティッシュペーパー、トイレットペーパー、排泄用品・嗜好品等）の代行購入。
- ② 衣類、電化製品などの購入については、原則としてご家族にお願いしております。しかし、何らかの事情で対応が難しい場合は当事業所で対応させていただきます。
- ③ 医療費の支払い（入院費など高額のものは除きます）。
- ④ その他

※ 当事業所へ住所を移動された場合に生ずる事項など。

9. 利用料等の支払い方法及び金銭管理

当月の利用料金及び食事代は翌月 20 日までに請求書を送付致します。お支払いは、翌月 26 日にご指定の口座より引き落としとなります。

日用品購入代（お小遣い）等については、翌月 10 日までに明細書をご用意いたします。お小遣いの預かり時には領収証を発行いたします。

管理及び出納については当社の預り金規定に基づいて遂行いたします。

- ・ 保管責任者 : 管理者が責任をもって行います。
- ・ 保管場所 : センター事務所金庫にて保管します。

10. 領収証の発行

事業所は入居者等から支払いを受けた時は、入居者等に領収証を発行します。

※ 翌月の請求時に領収証を送付します。

11. 契約の終了

以下の場合、契約の終了となります。

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 要介護認定で自立・要支援 1 と認定された場合
- ③ 入居者又はその代理人が契約書第 13 条に基づき本利益の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ④ 事業者が契約書の第 13 条に基づき本契約の解除を通告し予告期間を満了した日

- ⑤ 入居者が病院等へ入院し1か月以内に退院する見込みがない場合。又は1ヶ月が経過しても退院する事ができない場合など
- ※ その場合、事業所として可能な限り退院後の生活が円滑となるよう、行政、関係事業所等との連携を密にした相談援助を行います。また、事業者は、状況を適切にとらえた上で、入居者又はその代理人と十分な協議を行い契約期間等について決定します。
- ⑥ 入居者の精神状態及び身体状態がグループホームでの生活に適さなくなった場合。また、入居者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設に受け入れが可能となった時
- ⑦ 利用料等の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金の支払いを勧告されたにもかかわらず、10日間以内に支払のない場合

12. 居室の明け渡し等

契約終了時は、居室の明け渡しをお願いします。契約終了日までに居室が明け渡されない場合、本来の契約終了日の翌日から実際に居室が明け渡された日までの期間に係る、所定の入居者負担金（家賃）をお支払いいただきます。

また、明け渡しの際、使用されたベッド、寝具、カーテン等のクリーニング及び居室内を原状回復するために要した清掃費については別途お支払いいただきます。

13. 医療機関

内科・胃腸科	西澤内科胃腸科医院	TEL	026-248-1212
歯科	遠藤歯科	TEL	026-248-1390

14. 苦情の申立先

苦情解決責任者	長野サービスセンター長 佐藤 貴幸		
苦情受付担当者	計画作成担当者	北澤 進太郎	
	受付時間	午前9時～午後5時50分迄	
	※ 担当者が不在の場合もありますが、迅速な対応を行います。		
行政機関	ア	長野県福祉サービス運営適正化委員会 苦情受付専用電話	TEL 0120-28-719
	イ	長野県国民健康保険団体連合会	TEL 026-238-1580
	ウ	須坂市高齢者福祉課	TEL 026-248-9020
	エ	小布施町役場	TEL 026-247-3111
	オ	高山村役場	TEL 026-245-1100

15. 秘密保持

業務上知り得た入居者、家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏えいする事はありません。また、この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

入居者の個人情報をサービス計画策定委員会及び医療機関等へ入院する場合において資料として用いることに関し、入居者、家族へ説明し文書による同意を得ます。

16. ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を

超える下記の行為は組織として許容しません。

下記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

17. 高齢者虐待防止の推進

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のため指針を整備し、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

(1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(2) 当該事業者従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにそれを市町村に通報します。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：管理者 氏名：北澤 進太郎

18. 感染症対策

事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延予防のための研修及び訓練を定期的実施します。

19. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護事業の提供を継続して実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20.情報の開示

サービス提供記録	この契約後 5 年間保管します
サービス提供記録 の閲覧・複写物の 交付	管理者及び計画作成担当までお申し出ください。 ※ ケースによっては記録に基づきご説明いたします。

21.非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「株式会社ケアネットグループホームすぎか消防計画」に則り対応します。
近隣との協力関係	地元、高梨地区と災害に関わる協力、応援協定を締結します。

平常時の訓練等と防災設備	別途定める「株式会社ケアネットグループホームすぎか消防計画」に則り夜間・昼間を想定した避難訓練を入居者参加のもと実施します。			
	非常用電源	有	非常通報装置	有
	自動火災報知機	有	ガス漏れ報知器	有
	誘導灯	有	漏電火災報知器	有
	スプリンクラーの設置	有	カーテン等は防火加工の物を使用	
消防計画	消防署への提出日	令和1年 7月 1日		
	防火管理者	佐藤 貴幸		

22.事故発生時の対応

入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族他必要な関係者及び機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

23.利用の際の留意事項

来訪・面会	面会時間の制限はありません。但し、早朝・夜間の場合は事前にご連絡ください。
外出・外泊	原則として、1週間前にお申し出ください。また「外泊・外出届」の提出をお願いします。
喫煙・飲酒・飲食	令和2年10月1日より、ケアネットの敷地内を全面禁煙としております。飲酒は健康上制限されている場合を除き制約はありません。また、面会時等の食品のご持参については、食品衛生上、又危険回避、健康管理の上からも職員にお知らせください。

令和 年 月 日

株式会社 ケアネット グループホームすぎかへ入居するにあたり、契約者等に対して
本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 須坂市大字小山字蒔田 2518-1
事業者 株式会社 ケアネット長野サービスセンター
代表者職氏名 センター長 佐藤 貴幸 ⑩
(指定番号 2090700010)

説明者 株式会社 ケアネット グループホームすぎか
管理者 北澤 進太郎 ⑩

事業者から認知症対応型共同生活介護事業所について、本書面により重要事項の説明
受けました。

契約者 (入居者)

住所

氏名 ⑩

契約代理人 (入居者親族等)

住所

氏名 ⑩

重要事項説明書 (別紙 介護費)

令和 06 年 6 月介護保険法改正に伴う料金改定

① 基本介護費 (介護報酬額) 認知症対応型共同生活介護 ※ 1 日あたり

要介護区分	基本料金	利用者負担額 (1 割)
要支援 2	7,610 円	761 円
要介護 1	7,650 円	765 円
要介護 2	8,010 円	801 円
要介護 3	8,240 円	824 円
要介護 4	8,410 円	841 円
要介護 5	8,590 円	859 円

② 加算 ※ 1 日あたり

加算種類	加算額	利用者負担額
初期加算(入居から 30 日間)	300 円	30 円
医療連携体制加算 I (要介護のみ)	390 円	39 円
サービス提供体制強化加算 II	180 円	18 円
認知症専門ケア加算 II	40 円	4 円
栄養管理体制加算	300 円/月	30 円/月
協力医療機関連携加算 (2)	400 円/月	40 円/月
科学的介護推進体制加算	400 円/月	40 円/月
入院時費用	2460 円/日 (6 日間)	246 円/日 (6 日間)
看取り介護加算 (死亡日以前 31~45 日)	720 円	72 円
(死亡日以前 4~30 日)	1,440 円	144 円
(死亡日前日・前々日)	6,800 円	680 円
(死亡日)	12,800 円	1,280 円
退去時情報提供加算	2500 円	250 円
新興感染症等施設療養費	2400 円 (1 か月の連続する 5 日間を限度)	2400 円 (1 か月の連続する 5 日間を限度)
介護職員等処遇改善加算 I	基本介護費に加算を加えたサービス額 (10 割分)の合計に 186/1000 を乗じた額 (少数点以下四捨五入)	

- ※ 基本介護費・加算については、法の改正によって変わります
- ※ また、加算は事業所の体制によって変わる可能性があります
- ※ 利用料の金額について改定がある場合には、「重要事項説明書」別紙においてお知らせいたします。

介護保険法による利用料金について本書面（重要事項説明書別紙）をもって説明交付しました。

事業者 株式会社 ケアネット グループホームすぎか

説明者 ㊟

私は本書面により利用料金の説明を受け、これに同意します

利用者 ㊟

代理人 ㊟

同意日 年 月 日